



臨時福祉給付金と子育て世帯 臨時特例給付金の申請受付を 7月28日 (月)より開始

場 臨時給付金担当窓口(両庁舎2階) 支給対象と思われる方へ申請書を郵 送します(7月下旬予定)。

※詳細は、市報8月1日号に掲載予定

- ◆臨時給付金担当Ⅲ
- $(\mathbf{m} 0570 666 635)$

国民健康保険「限度額適用認定証」 「限度額適用・標準負担額減額認定 証」の更新

認定証の有効期限は7月末日です。既に お持ちの方も申請による更新が必要です。 ❖認定証とは

1カ月間に医療機関へ支払う医療費の 自己負担限度額は、所得や年齢に応じて 決まっています。西東京市国民健康保険 加入者が「限度額適用認定証」(住民税非 課税世帯の方は「限度額適用・標準負担 額減額認定証」)を医療機関に提示すると、 1 医療機関の1カ月間の会計を所定の限 度額まで抑えることができます。

認定証を利用しなかった場合や、医療 機関が複数にまたがる場合などで支払っ た医療費が限度額を超えた方には、高額 療養費の申請書を後日お送りします。

❖70~74歳の方は

「高齢受給者証」が認定証の役割を兼ね ています(住民税非課税世帯の方は、認 定証の申請が必要です)。

◆申請方法

- 場保険年金課(田無庁舎2階) 市民課(保谷庁舎1階)
- **持**①窓口に来る方の本人確認ができるも の ②認定証を作る方の保険証 ③印鑑

子育て・福祉

医療助成制度現況届

現在乳・子医療証をお持ちの方で、公 簿で所得状況などを確認し引き続き対象 者であるかどうかを判断できる場合は、 現況届を省略します。下記のような公簿 で確認ができない方には、8月上旬に現 況届をお送りします。

①平成26年1月2日以降の転入者など で26年度の所得の確認ができない

②申請者が市外に住民登録をしている □提出場所 窓□:子育て支援課(田無 庁舎1階)、回収ポスト:市民課(保谷庁 舎1階)・各出張所

※加入保険の変更など、申請時に届けた 事項に変更があり、まだ変更届を提出し ていない方は手続きをしてください(出 張所では受付不可)。

「介護保険と高齢者福祉の手引き」の 改訂版を発行

介護保険サービスや高齢者福祉サービ スを円滑に利用するための情報を掲載し ていますので、ぜひご活用ください。

- □配布場所 高齢者支援課(田無庁舎1 階・保谷保健福祉総合センター1階)・ 各出張所・各地域包括支援センター
- ◆高齢者支援課保(☎042-438-4032)

くらし

9~11月に全国消費実態調査が行わ

この調査は、国民の暮らし向きを家計

の面から総合的に捉え、わが国の所得、 消費および資産の水準や構造を明らかに

しようとするものです。調査結果は、経

済・社会施策の基礎資料および消費・経

済分析のデータとして広く利用されます。

7月中旬以降、調査員が調査対象区域

全国消費実態調査にご協力を

を巡回し、リーフレットの配布・調査依 頼のため訪問します。調査対象となった 世帯には8月以降、調査関係書類を配布 します。ご理解とご協力をお願いします。

調査で集められた統計情報は、統計の 目的以外に使用することはありません。

◆総務法規課Ⅲ

 $(\mathbf{m} 042 - 460 - 9810)$

田無町地区会館の利用休止

8月1日金~9月18日休は、床面改 修工事のため休館します。

ご理解とご協力をお願いします。

- ◆文化振興課保
- $(\mathbf{m} 042 438 4040)$

排水設備工事責任技術者

東京都下水道局では、平成26年度排 水設備工事責任技術者資格認定共通試験 を下記のとおり実施します。

- 時10月5日(日)午前10時~正午
- 場青山学院大学・青山キャンパス(渋谷 区渋谷4-4-25)
- ₩6,000円
- □申込期間 7月22日(火)~9月1日(月) ※申込書は、7月22日似から下水道課 (保谷庁舎5階)で配布
- ◆下水道課保(☎042-438-4060)

介護保険認定調査嘱託員

□資格・人数 介護支援専門員・1人 □雇用期間 10月1日~翌3月31日(更新あり) □募集要項 7月16日似から高齢者支援

課(田無庁舎1階・保谷保健福祉総合セ ンター1階)で配布

申 7月16日例~25日倒に高齢者支援課 (保谷保健福祉総合センター1階)へ持参 ※詳細は、募集要項をご確認ください。

市議会議員選挙に係る 政治活動用ポスターの掲示禁止

西東京市議会議員は、平成27年1月 20日をもって任期満了となります。公 職選挙法の規定により、現職市議会議員 の方および立候補を予定している方の個 人の政治活動用ポスターは、任期満了の 6カ月前(7月20日)~選挙期日の間、 掲示が禁止されています。

7月20日(日)以降、引き続き掲示してい る個人ポスターは、同法の規定により撤 去の対象となりますのでご注意ください。

- □市議会議員選挙投票日 12月21日 □ 明日の西東京市は、市民の皆さんの大切 な一票が作ります。必ず投票しましょう。
- ◆選挙管理委員会事務局**保**
- $(\mathbf{m} 042 438 4090)$

市内の空間放射線量測定結果

(7月7日現在)

市では、市内における放射線の状況を把握するため、市内を2kmメッシュで区分し、 6カ所で空間放射線量を測定しています。 ◆環境保全課(☎042-438-4042)

	区分	測定場所	町名		線量率(マイクロシーベルト/時)				
				測定日	地上1m	地表面 (地上5cm)			
	北部	栄小学校	栄町	7月 7日(月)	0.057	0.057			
	東部	なかまち保育園	中町	7月 1日(火)	0.043	0.046			
	中央部	田無第二中学校	北原町	7月 2日(水)	0.050	0.053			
	西部	田無第三中学校	西原町	7月 3日(木)	0.042	0.043			
	南西部	田無市民公園	向台町	7月 4日金	0.033	0.036			
	南部	武蔵野大学(協力)	新町	7月 2日(水)	0.045	0.041			

※次回は、8月15日号に掲載します。最新の情報は市№でご覧ください。







れます。



制度に関するお問い合わせ:東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター (**a**0570-086-519 ※PHS・IP電話からは03-3222-4496) ※土・日曜日、祝日を除く午前9時~午後5時

後期高齢者医療保険料の お支払い

平成25年中(25年1~12月)の所得 をもとに26年度の保険料を計算し、 「後期高齢者医療保険料額決定通知書」 を7月中旬に送付します。

後期高齢者医療保険料の保険料率は、 2年ごとに見直されます。26・27年 度は、均等割額が4万2,200円(改定 前4万100円)、所得割率が8.98%(改 定前8.19%)となります。また保険料 の賦課限度額は、26年度から57万円 (改定前55万円)となり、前年と同じ 所得であっても保険料額が変更となり ます(詳細は、市報4月15日号に掲載)。

❖前年度から引き続き年金天引きの方

26年度の決定した保険料額から仮 徴収額(4・6・8月分)を差し引いた 額を10・12・翌2月に年金から天引 きします。

❖10月から年金天引きが開始される方

26年度の保険料額の2分の1相当 額を納付書で納付し(7・8・9月の

3期)、残りを10・12・翌2月に年 金から天引きします(詳細は、通知書 の5ページをご覧ください)。

❖年金天引きではない方

通知書に納付書を同封し送付します。 7月~翌2月の8期に分けてのお支払 いとなります。各納期限までにお近く の金融機関などで納付してください。

□座振替(自動払込)を希望する方は、 同封の「預金口座振替(自動払込)依頼 書」を使い、金融機関などでお申し込 みください。なお、手続きに時間がか かりますので同依頼書の裏面の申込期 限を確認のうえお申し込みください。

❖2月1日以降に後期高齢者医療制度 に加入した方および所得を更正した方

25年度分または所得を更正した年 度分の保険料として「後期高齢者医療 保険料額決定通知書」をお送りします。 納期限は7月31日休1回のみとなっ ていますので、26年度の保険料と併 せて納付してください。 ※納付した保険料は、確定申告などで

所得税や住民税を計算するときに社会

保険料として控除の対象となります。

後期高齢者医療限度額適用・ 標準負担額減額認定証の更新

上記認定証は7月31日休で有効期 限が切れます。現在、認定証をお持ち で8月1日金から下記に該当する方に は、7月下旬に郵送します。

対後期高齢者医療被保険者証の一部 負担金の割合が1割負担で次の①・② いずれかに該当する方

①区分 II …全世帯員が住民税非課税の方 ②区分 I …全世帯員が住民税非課税で、 年金収入80万円以下(その他の所得な し)の方または老齢福祉年金受給者 ※現在、認定証を持っておらず①・② に該当する方は申請が必要です(認定証 を入院・外来時に提示することで、食 事代と保険適用の負担が減額されます)。

□自己負担限度額と入院時食事および生活療養標準負担額

			- I-	自己負担額(月額)		A++*		生活療養標準
	É	負担区分	負担 割合	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	食事療養 標準負担額		負担額 (療養病床に 入院する場合)
信	住民税非課税世帯	区分Ⅱ	1割	8,000円	24,600円	で90日まで の入院 起	恒近12カ月 で90日を 超える入院 1 食160円	【食費】 1 食210円 【居住費】 1 日320円
おき影形出		区分I			15,000円	1 食100円		【食費】 1食130円 【居住費】 1日320円
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		老齢福祉年金受給者						【食費】 1 食100円 【居住費】 0円

◆高齢者支援課保(☎042-438-4032)

その他